

議会運営委員会日程

令和8年3月17日（火）

午前10時 議会運営委員会室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第72号 川崎市副市長の選任について
- (2) 議案第73号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (3) 議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (4) 議案第75号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

日程第2 動議について

- (1) 「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

日程第3 附帯決議案について

- (1) 「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案

日程第4 意見書案について

- (1) 意見書案第1号 地方交付税制度の充実を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書
- (3) 意見書案第3号 OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書
- (4) 意見書案第4号 高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書
- (5) 意見書案第5号 唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

日程第5 特別委員会の設置について

日程第6 3月18日（水）の本会議の運営について

【別紙「3月18日（水）の本会議の議事要領」による】

日程第7 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

日程第8 その他

「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」、「議案第46号 令和8年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第48号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第52号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第53号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第57号 令和8年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第60号 令和8年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第61号 令和8年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

物価高騰はあらゆる分野に及んでおり、令和8年1月の総務省消費者物価指数は、総合指数で前年同月比1.5%上昇し、消費者物価指数を用いて負担増を試算すると、家計の一人当たりの負担増加額は、令和8年は、前年と比較し2.2万円、4人家族で8.9万円増加すると試算している民間保険会社もある。社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返された。第2次安倍政権以降の12年間に、公的年金は実質で7.8%も削減され、目減りした年金額は30兆円を超えている。この30年程の間に、国民年金保険料は2倍、国民健康保険料・税（1人当たり）は1.5倍、介護保険料も2倍にもなり、市民の生活を圧迫している。

日本の子どもの貧困率は11.5%で、約9人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っており、ひとり親世帯については半分が貧困状態にある。令和7年版男女共同参画白書によると、母子世帯の年間平均就労収入が236万円で、母子家庭の母親を含む、非正規雇用の女性がより深刻な状況に陥っている。

世界有数の高い学費に加え、無償とされる義務教育においても、給食費など重い教育費の負担が暮らしにのしかかっている。高い学費と不十分な奨学金制度によって、若者が背負わされている奨学金の借金は総額10兆円にも及び、この30年間で7倍にもなっている。

日本は、世界でも特異な「賃金が上がらない国」となっている。実質賃金は、平成3年から令和4年にかけて、アメリカは1.48倍、イギリスは1.46倍になっているが、日本は1.03倍と、この30年で先進国で唯一、「賃金が上がらない国」となっている。実質賃金はピーク時の平成8年から令和6年で年額75万円も減少している。日本経済の5割以上を占める個人消費の落込みは、国内経済を停滞させ、国民一人当たりのGDPも長期に停滞しており、令和5年には韓国に抜かれ、令和6年にはスペインとスロベニアにも抜かれている。また、非正規労働者が約4割に上り、貧困と格差が広がっている。

全企業数の99.7%を占め、全雇用者の7割を雇用する中小企業は、高騰した原材料費を転嫁できずに苦しんでいる。民間調査会社によると、令和7年の物価高倒産は949件にのぼり、2年連続で過去最多を更新しており、苦境に追い込まれている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約74億円、コンテナターミナル整備事業に約30億円、東扇島堀込部土地造成事業に約17億円など臨海部に係るものとして約140億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により令和8年度予算案の再提出を求めるものである。

2 組替えの基本方針

- (1) 令和6年1月1日に起きた能登半島地震の教訓から、防災対策の第一の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、今年度予算の助成対象件数と限度額を更に拡充する。また、災害時の避難所トイレに活用できるよう、トイレトレーラーを各行政区に1台配置する。
- (2) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化しているため、第2子保育料の無償化を行い、保育料の負担軽減を図る。また、保育士の平均年収が全産業平均より低く、保育士の確保が困難になっているため、市単独の保育士への処遇改善を更に上乘せする。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を中学3年生まで実施する。非営利で保護者からの利用料だけで運営している自主学童保育へ助成を行う。
- (3) 市民の健康を守るため、がん対策として15歳の尿検査でピロリ菌検査を行い、除菌も実施する胃がん対策推進事業を行う。国民健康保険料の19歳未満の子どもの均等割を免除し、1世帯年額1万円減額する。また、成人ぜん息患者医療費助成制度を復活する。
- (4) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料の基準額を第7期の額に戻し、19段階にする。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。補聴器の購入費用の助成制度を創設する。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活させるとともに、非課税世帯等の低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。
- (5) 物価高騰の中、市民の負担軽減のため、市内全世帯に対して上下水道料1年間基本料金を半額にする。市営住宅に入居できなかった方を含め、1万人に家賃補助月額1万円を行う。子どもの貧困が深刻化する中で、小・中学校の給食費無償化、小・中学校の自然教室の食事代補助を行い、生活保

護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、市立定時制高校の夜食代補助を復活する。

- (6) 大学生の約半数が奨学金制度を利用していることから、若者支援として返済が不要な給付型大学奨学金を拡充する。
- (7) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。奨学金返還支援制度を拡充し、雇用をめぐる環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (8) 交通不便地域での市民の足として、コミュニティバス事業を行う。
- (9) 国際コンテナ戦略港湾関連や、臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線など市民生活にとって必要性が示されない橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約208億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（京浜港広域連携推進事業、東扇島コンテナターミナル整備等）の中止（市債発行約22億1,900万円の抑制など：事業費約30億8,937万円）
- イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約17億1,251万円）
- ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（市債発行約66億6,300万円の抑制など：事業費約73億5,442万円）
- エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業等）の中止（一般財源約10億640万円、市債発行約4億7,800万円の抑制など：事業費約15億9,125万円）
- オ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築）の中止（一般財源約2,429万円、市債発行約3,660万円の抑制など：事業費約7,617万円）
- カ 競輪施設等整備事業基金（約34.6億円）、競輪事業運営基金（約9.5億円）、港湾整備事業基金（約53億円）、土地開発基金（約18.1

億円)、減債基金(約3,387.7億円)等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し(約198億円)

(2) 歳出予算の組替え

- ア 木造住宅の耐震補強工事への補助
- イ トイレトレーラーの配置
- ウ 胃がん対策推進事業の実施
- エ 介護保険料の基準月額保険料を第7期の額に回帰
- オ 特別養護老人ホームの緊急増設
- カ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- キ 介護援助手当の復活
- ク 補聴器購入費用の助成
- ケ 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- コ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- サ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- シ 国民健康保険料について、1世帯年額1万円減額
- ス 国民健康保険料について、19歳未満の子どもの均等割の免除
- セ 第2子保育料の無償化
- ソ 認可保育所等の保育士の処遇改善
- タ 私立幼稚園の入園料の補助
- チ 小・中学校の就学援助費の復活(生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・社会見学費等)
- ツ 少人数学級を中学3年生まで実施
- テ 小・中学校の給食費無償化
- ト 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ナ 自主学童保育の補助
- ニ 定時制高校夜食費の復活
- ヌ 給付型大学奨学金の拡充
- ネ 家賃補助
- ノ 中小・零細企業への固定費(貸工場の家賃、機械のリース代等)の補助
- ハ 奨学金返還支援の拡充
- ヒ 住宅リフォーム助成制度の創設
- フ コミュニティバス事業の実施
- ヘ 成人ぜん息患者医療費助成制度の復活
- ホ 上下水道料金1年間基本料金半額(市内全世帯)

「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案の
提出について

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和8年3月16日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 重 富 達 也

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案

当計画の改定を契機として、外国人の地方参政権については、専ら国の立法政策に関わる事柄であることに鑑み、川崎市多文化共生社会推進指針に関する行政文書において、本市が独自に示している見解を改めること。

意見書案第 1 号

地方交付税制度の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	野 田 雅 之
	〃	木 庭 理香子
	〃	田 村 伸一郎
	〃	重 富 達 也
	〃	吉 沢 章 子
	〃	飯 田 満
	〃	月 本 琢 也
	〃	三 浦 恵 美
	〃	三 宅 隆 介

地方交付税制度の充実を求める意見書

地方自治体は、住民福祉の向上や社会基盤の維持更新などで年々高度化・多様化する行政需要への対応が求められており、とりわけ都市部では人口集積や産業・物流機能の集中により広域的な役割を担いながら、我が国全体の経済活動と国民生活を支える基盤として膨大な行政サービスを安定的に提供する責務を負い、一方、地方部では人口減少や高齢化の進展の中で、地域社会の維持や生活基盤の確保などで重要な役割を担っている。

先般の衆議院議員総選挙において、現政権の掲げる「責任ある積極財政」が国民に信任される中、将来世代にわたり持続可能な地域社会を築いていくためには、その実行主体となる地方自治体の財政基盤の安定が不可欠である。

しかしながら、地方交付税は、国の歳出において国債費を除けば社会保障関係費に次ぐ主要な費目であるものの、地方自治体が直面する行政需要の拡大に対応しているとは言い難く、財政需要の算定方法についても、主に保有する施設量や人口などの指標を基礎として各種補正係数を乗ずるとされているが、都市部及び地方部が抱える行政需要、さらには今後一斉に到来するインフラの更新需要など、将来にわたり不可避となる財政負担が十分に反映されにくい構造となっている。

このままでは、地域の実情に応じた必要な投資や高度化・多様化する行政需要への対応が地方自治体の自助努力のみに委ねられることとなり、結果として我が国の成長と国民生活の安定に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方交付税について、総額の一層の充実を図るために必要な財源措置を講ずるとともに、都市部及び地方部の行政需要を的確に反映した算定方法となるよう各種補正係数の在り方等も含めた制度の不断の見直しを行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣

意見書案第2号

社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	野 田 雅 之
	〃	木 庭 理 香 子
	〃	田 村 伸 一 郎
	〃	重 富 達 也
	〃	三 宅 隆 介
	〃	吉 沢 章 子
	〃	飯 田 満
	〃	月 本 琢 也
	〃	三 浦 恵 美

社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書

地方自治体が行う社会資本の整備などを国が支援するため、平成22年に創設された社会資本整備総合交付金は、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かせるものとなるよう、それまでの国土交通省所管の地方自治体向け補助金を一つの交付金にし、様々な自治体の社会資本の整備に活用されている。

その交付に当たっては、地方自治体が地域の政策課題について定量的な指標による目標を設定した社会資本総合整備計画を作成することになっているが、同交付金の交付手続を定める要綱が平成28年に改正され、同整備計画を作成する上で、事業の費用と便益の比率を記載することが必要となり、昨今の物価や人件費の高騰等により、この比率が国の定める基準を下回り、交付金の申請に至らない事案が発生している。

費用便益比の算出には、国土交通省が定める公共事業の効果又は便益の将来の低減度合いを示す指標である社会的割引率を用いるとされているが、社会情勢の変化を受けて多くの国々で見直される中、我が国では平成16年に4%と設定されて以降、見直しを検討したことはあるものの、その実現には至っていない。

また、同交付金には、防災・減災や市民の安全など定量化が困難な事項が十分考慮されていないという課題もある。

こうした中、本年2月に実施された衆議院議員総選挙において、責任ある積極財政政策を掲げる高市首相が国民からの絶大な支持を得たことから、我が国の財政政策の見直しが期待されるところである。

よって、国におかれては、責任ある積極財政政策の推進に当たり、社会資本整備総合交付金の交付基準について、社会的割引率を見直すとともに、防災・減災、安全対策といった定量化が困難な事項を十分考慮するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
国土交通大臣

意見書案第3号

OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書

現役世代の保険料負担の軽減を口実に、解熱鎮痛薬など市販薬と効能が類似しているOTC類似薬を保険適用から除外することが、昨年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」に盛り込まれ、検討されていた。

このことに世論の批判が相次ぎ、日本医師会も医療機関の受診控えによる健康被害や経済負担の増加に加えて、医師の診察による処方ではない薬を購入することによって、薬の適正使用が難しくなると強い懸念を表明したこともあり、昨年12月に保険適用の除外は見送られることとなった。

しかしながら、与党は、OTC類似薬に関する患者負担について、保険適用を続けつつ、処方箋を受けた患者に薬剤費の4分の1の追加負担を求め、来年度中の実施を目指すこととし、その対象となる77成分1,100品目が明らかになっている。

この方針が実施されれば、医療保険の自己負担割合の3割負担の人は実質5割負担、2割負担の人は実質4割負担、1割負担の人は実質3割負担になるばかりか、対象品目は解熱鎮痛薬、アレルギー薬、胃腸薬、便秘薬などと幅広く、大多数の国民の負担増となることは明らかである。

また、本市では本年9月から、小児医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡大することを決め、子どもたちの命と健康を守るための施策を充実したばかりであるが、この方針が実施された場合には、子育て世帯にとっても大幅な負担増となる懸念がある。

本来は国民皆保険制度の下、必要な医療は保険で保障されるべきであり、厚生労働省も白書などで、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保することを掲げていることから、政府による恣意的な患者の負担増を許してしまえば、国民皆保険制度の理念そのものが崩壊してしまう事態を招きかねない。

よって、国におかれては、OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第4号

高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書

政府は、令和7年12月に高額療養費制度について、患者負担限度額の引上げを含めた見直し案を公表した。

1年前、当事者不在の突然の引上げ案に、多くの患者を始めとした国民から強い批判が上がったことから、政府は当事者の声を聞くとして引上げを凍結したものの、高市政権は僅か1年で新たな見直し案を公表したため、当事者からは怒りの声が上がっている。

今回の見直し案は、患者負担限度額について、年間上限額の新設、多数回該当での据え置き、年収200万円未満の低所得者における多数回該当の金額の引下げなど長期療養者に配慮しているが、同制度利用者の8割に当たる年間利用3回以下の患者にとっては最大37%の負担限度額の引上げになる。

物価高騰などの影響で実質賃金が低下する中、同制度を利用する患者の多くは休業や就労制限を余儀なくされており、開業医の全国団体が行った患者影響調査においても、経済的な余裕が全くない現状や制度利用経験者の7割近くが受診抑制の考えを示していることが浮き彫りになっており、同制度の見直しが実施された場合、制度を利用する多くの患者の受診抑制につながる大きな危険がある。

また、政府は患者負担限度額の引上げの理由として、制度の持続可能性や応能負担を挙げるが、応能負担は税金や社会保険料の負担にこそ適用されるべきで、患者に応能負担を求めることは治療中断による重症化や生命の危機を招くおそれがあり、国民皆保険の概念とも相いれない。

よって、国におかれては、高額療養費制度の患者負担限度額の引上げを撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第5号

唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎の未曾有の惨禍を経験した唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願であり、国際社会においても昨年の第80回国連総会では、核戦争が人類に壊滅的な被害をもたらすことを訴えた決議「核兵器の人的影響」に、国連加盟国193か国の約7割に当たる135か国が賛成し、また、核兵器禁止条約に署名し参加する国は99か国となり、国連加盟国の半数を占めるに至っている。

こうした動きがあるにもかかわらず、国際的に緊張が高まり、核兵器使用を示唆する国がある中で、今日、世界各国から問われるのは唯一の戦争被爆国である我が国の姿勢であり、非核三原則の尊重と堅持によって平和外交を推進していく立場が求められている。

本市は昭和57年に、全国の政令指定都市で最初に核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、核兵器廃絶の実現は多くの市民の心からの願いである。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置について（案）

1 設 置

本市議会に、臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 付議事件

委員会は、臨海部における大規模土地利用転換に係る事項に関し、進捗状況等を把握するとともに調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置について（案）

1 設 置

本市議会に、臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 付議事件

委員会は、①臨海部における大規模土地利用転換に係る事項に関し、②進捗状況等を把握するとともに調査研究を行う。

① JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針に示す対象範囲（扇島地区、南渡田地区、周辺地区（水江町、池上町、扇町））における土地利用転換に関する事項

② これまで、総務委員会ほか、①に関して、他の常任委員会で受けていた報告を本委員会に集約して報告を受ける。また、進捗状況に合わせて現地調査を行うなど、議会の主体的な調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

定数については、これまで主に総務委員会で所管していた案件を付議事件とするため、総務委員会と同数とする。

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

設置と同時に議会閉会中の審査を議決することで、議会の開会、閉会を問わず、付議事件について、年間を通じて調査研究することを可能とする。

⇒ 会議規則

(閉会中の継続審査)

第75条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会実施要領（案）

- 1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。
- 2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。
- 3 議案、請願及び陳情は、付託しない。
- 4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。
- 5 委員会における説明員の出席は、臨海部国際戦略本部職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。
- 6 委員会は、調査研究が終了したとき、調査研究に一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。
- 7 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会実施要領（案）

1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。

会派構成については、臨海部国際戦略本部を所管している総務委員会と同じとする。

2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。

正副委員長は、常任委員会と同様に初回の委員会において、年長委員より指名推選で互選する。なお、大都市制度・税財政調査特別委員会と同様に、委員長は議長会派、副委員長は副議長会派から、それぞれ選出するものとする。

3 議案、請願及び陳情は、付託しない。

特別委員会の目的は付議事件に係る調査研究のため、議案、請願・陳情は、付託せず、これらの審査は行わないものとする。なお、臨海部国際戦略本部その他の局等が所管する議案、請願・陳情の審査は、従前どおり、それぞれ所管の常任委員会にて行う。

4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。

「議会運営の手引き」では、予・決算審査特別委員会以外の特別委員会の正副委員長は、正副委員長会議の構成員となっているが、同会議は、通常、議案等の付託委員会等を協議していることから、議案等を付託しない本委員会の正副委員長は、同会議には、出席しないものとする。

⇒ 参考

議会運営の手引き

2 6 5 正副委員長会議は、正副議長及び各委員会（常任委員会、議会運営委員会及び予・決算審査特別委員会を除く特別委員会）の正副委員長をもって構成し、議長が主宰する。なお、文書による開催通知は省略する。

2 6 6 正副委員長会議は、委員会相互間の連絡、調整、議案及び請願、陳情の付託委員会等を協議する。

5 **委員会における説明員の出席は、臨海部国際戦略本部職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。**

本委員会の付議事件は、臨海部における大規模土地利用転換の調査研究のため、説明員は臨海部国際戦略本部を中心とするが、基盤整備等に関しては、部局横断的な側面があるため、その他の所管局職員への出席要求も可能とするもの。

6 **委員会は、調査研究が終了したとき、調査研究に^①一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。**

本委員会の委員長報告書は、付議事件に係る調査研究の結果等を報告書にとりまとめて、議長宛てに提出するものとする。なお、①の「一定の方向性を得たとき」とは、中間報告を想定している。

⇒ 参考

会議規則

（委員会報告書）

第 7 7 条 委員会が事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

7 この要領に定めるもののほか、^①委員会における発言、^②記録、^③傍聴 ^④その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

① 発言関係

委員会における発言は、常任委員会と同様に議題に対して自由に質疑できる。

会議規則

(委員の発言)

第66条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

② 記録関係

記録の作成は、常任委員会に準じて作成し、会議録調整前の記録等の取扱い等も常任委員会に準じるものとする。

⇒参考

議会運営の手引き

249 常任委員会及び議会運営委員会の記録については、次の要領により作成する。

(1) 記録の形態は、摘録とする。

(2) 記録の作成にあたっては、議案、請願、陳情等の審査経過及び所管事務の調査に係るもののうち、軽易なものを除き、詳細に記述する。ただし、資料をもってかえられるもの、または現地における説明は省略する。日程等の協議については、結果のみを記載する。

(3) 記録作成の方法は、会議を録音し、詳細記述部分については、書記または録音テープ及び録音ディスクの外部委託により作成する。

(4) 上記録音テープ及び録音ディスクは、記録作成後は消去することとし、テープ等の転写は行わない。

(5) 記録を作成した後、委員会条例第29条に基づき委員長が押印する。

250 決算審査特別委員会の分科会、予・決算審査特別委員会以外の特別委員会及び正副委員長会議の記録については、前要領を準用する。

③ 傍聴関係

常任委員会等と同様に、報道機関については、特別の場合を除き許可し、一般傍聴については、傍聴の申出があった場合に委員会に諮り許可する。

⇒ 参考

議会運営の手引き

282 傍聴証が交付されている報道機関（以下「報道機関」という。）については、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の傍聴は、特別の場合を除き許可している。

283 報道機関については、傍聴席からの本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の写真・映画等の撮影及び録音等は、特別の場合を除き許可している。

284 報道機関から議場内での写真・映画等の撮影及び録音等の申し入れがあったときは、そのつど団長会議等で協議する。

285 委員会、決算審査特別委員会の分科会及び正副委員長会議の一般傍聴は、原則として許可している。

④ その他関係

委員会の招集（開催通知等）、欠席の届出（口頭による届出）、委員会における追加資料の取扱い、参考人招致、委員外議員の発言の取扱い、委員の派遣（他都市視察（宿泊を伴うものは除く。）、インターネット中継等については、常任委員会の運営と同様とする。

3月18日（水）の本会議の議事要領

1

日程第1	令和8年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 50件	
日程第3	当初予算 19件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 3件	

(1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）

総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順

（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

[提案説明、代表質疑]

(3) 「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案

[提案説明、代表質疑]

(4) 討論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議、附帯決議案）

[日程第1の令和8年度施政方針、日程第4の報告に対する意見などがあれば併せて行う。発言は、今議会の発言順]

(5) 採決

① 「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を押しボタンを用いた記名投票により採決

② 日程第2の議案50件中、次の議案21件を除いた29件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

議案第2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 川崎市基本構想の改定について

議案第23号 川崎市基本計画の改定について

議案第26号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1，2号機更新工事請負契約の締結について

- 議案第 3 3 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
- 議案第 3 4 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
- 議案第 3 6 号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 3 7 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 6 7 号 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 7 1 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ③ 除いた議案第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 2 号、第 1 3 号、第 1 5 号、第 1 6 号、第 1 7 号、第 2 2 号、第 2 3 号、第 2 6 号、第 3 3 号、第 3 4 号、第 3 6 号、第 3 7 号、第 6 7 号及び第 7 1 号の 2 1 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
- ④ 議案第 2 3 号に対する附帯決議案を押しボタンを用いた記名投票により採決
- ⑤ 日程第 3 の当初予算 1 9 件中、次の 9 件を除いた 1 0 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
 - 議案第 4 5 号 令和 8 年度川崎市一般会計予算
 - 議案第 4 6 号 令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
 - 議案第 4 8 号 令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 5 0 号 令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第 5 2 号 令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
 - 議案第 5 3 号 令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
 - 議案第 5 7 号 令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
 - 議案第 6 0 号 令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
 - 議案第 6 1 号 令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
- ⑥ 除いた議案 9 件中、議案第 4 5 号を押しボタンを用いた記名投票により採決
- ⑦ 除いた議案第 4 6 号、第 4 8 号、第 5 0 号、第 5 2 号、第 5 3 号、第 5 7 号、第 6 0 号及び第 6 1 号の 8 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
- ⑧ 日程第 5 の請願 3 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
 - 請願第 3 4 号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願
 - 請願第 3 5 号 区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願
 - 請願第 3 7 号 川崎区小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願

2

日程第 6

- 議案第 7 2 号 川崎市副市長の選任について
[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

3

日程第 7

- 議案第 7 3 号 川崎市教育委員会委員の任命について
[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

4

日程第 8

- 議案第 7 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

5

日程第9

議案第75号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

6

日程第10

意見書案第1号 地方交付税制度の充実を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第2号 社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第3号 OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第4号 高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第5号 唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

7

日程第11 常任委員会委員の改選について

[「常任委員会委員名簿一覧表」のとおり議長が指名]

8

日程第12 議会運営委員会委員の選任について

[議長の指名により選任]

9

日程第13 大都市制度・税財政調査特別委員会委員の選任について

[議長の指名により選任]

10

日程第14 臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置及び委員の選任について

[「臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置（案）」のとおり決することを議決及び「臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会委員名簿」のとおり議長が指名]

11

日程第15 請願・陳情

[「請願陳情文書表（その2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決]

12

日程第16 閉会中の継続審査及び調査について

[「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決]

*慣例により退任予定の加藤副市長及び藤倉副市長の挨拶

*慣例により市長の挨拶

令和 8 年第 1 回川崎市議会定例会
議事日程第 5 号

令和 8 年 3 月 1 8 日 (水)
午前 1 0 時 開 議

第 1

令和 8 年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 1 号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について
議案第 1 2 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 3 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 4 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 5 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 6 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 7 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 8 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 9 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 0 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 2 号 川崎市基本構想の改定について
議案第 2 3 号 川崎市基本計画の改定について
議案第 2 4 号 包括外部監査契約の締結について
議案第 2 5 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 2 6 号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン 1, 2 号機更新工事請負契約の締結について
議案第 2 7 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造 (トンネル) 工事請負契約の変更について
議案第 2 8 号 労働会館改修工事請負契約の変更について
議案第 2 9 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について
議案第 3 0 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について
議案第 3 1 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第 3 2 号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
議案第 3 3 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
議案第 3 4 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
議案第 3 5 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について

- 議案第 3 6 号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 3 7 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 3 8 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
- 議案第 3 9 号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第 4 0 号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第 4 1 号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第 4 2 号 訴えの提起について
- 議案第 4 3 号 訴えの提起について
- 議案第 4 4 号 調停の申立てについて
- 議案第 6 5 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第 6 6 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第 6 7 号 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 6 8 号 令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算
- 議案第 6 9 号 令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算
- 議案第 7 0 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
- 議案第 7 1 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 3

- 議案第 4 5 号 令和 8 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 4 6 号 令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 4 7 号 令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 4 8 号 令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 9 号 令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 5 1 号 令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第 5 2 号 令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 3 号 令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 5 4 号 令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第 5 5 号 令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第 5 6 号 令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第 5 7 号 令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 5 8 号 令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第 5 9 号 令和 8 年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第 6 0 号 令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 6 1 号 令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第 6 2 号 令和 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 6 3 号 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算

第 4

- 報告第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

- 請願第 3 4 号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願
- 請願第 3 5 号 区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願
- 請願第 3 7 号 川崎区小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願

第 6

- 議案第 7 2 号 川崎市副市長の選任について

第 7

- 議案第 7 3 号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 8

議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 9

議案第75号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

第10

意見書案第1号 地方交付税制度の充実を求める意見書
意見書案第2号 社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書
意見書案第3号 OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書
意見書案第4号 高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書
意見書案第5号 唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

第11

常任委員会委員の改選について

第12

議会運営委員会委員の選任について

第13

大都市制度・税財政調査特別委員会委員の選任について

第14

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置について

第15

請願・陳情

第16

閉会中の継続審査及び調査について

令和8年3月13日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第22号 川崎市基本構想の改定について
(原案可決)

議案第23号 川崎市基本計画の改定について
(原案可決)

議案第24号 包括外部監査契約の締結について
(原案可決)

議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 意)

- 議案第 28 号 労働会館改修工事請負契約の変更について
(原案可決)
- 議案第 29 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について
(原案可決)
- 議案第 30 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について
(原案可決)
- 議案第 42 号 訴えの提起について
(原案可決)
- 議案第 65 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)
- 議案第 66 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
(原案可決)
- 議案第 70 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認
について (承認)

令和8年3月12日

川崎市議会議長

原典之様

文教委員長

加藤孝明

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について
(原案可決)

議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第31号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第32号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第38号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第39号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第40号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 4 1 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
て (原案可決)

議案第 4 3 号 訴えの提起について
(原案可決)

議案第 4 4 号 調停の申立てについて
(原案可決)

令和8年3月11日

川崎市議会議長
原典之様

健康福祉委員長
後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算
(原案可決)

議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

令和8年3月12日

川崎市議会議長

原典之様

まちづくり委員長

平山浩二

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 1 4 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 1 5 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 1 6 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 1 7 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 1 8 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 2 7 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の変更について
（原案可決）

議案第 3 3 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
(原案可決)

議案第 3 4 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 3 5 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 3 6 号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管
理者の指定期間の変更について (原案可決)

議案第 3 7 号 市道路線の認定及び廃止について
(原案可決)

令和8年3月11日

川崎市議会議長

原典之様

環境委員長

石川建二

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第19号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第26号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1, 2号機更新工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第67号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第69号 令和7年度川崎市水道事業会計補正予算
(原案可決)

令和8年3月10日

川崎市議会議長

原典之様

予算審査特別委員長

重富達也

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、令和8年2月27日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算
- 議案第46号 令和8年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第48号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第49号 令和8年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第50号 令和8年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第51号 令和8年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第52号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第53号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第54号 令和8年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第55号 令和8年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第56号 令和8年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第57号 令和8年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第58号 令和8年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第59号 令和8年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第60号 令和8年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第61号 令和8年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第62号 令和8年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第63号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計予算

令和8年3月12日

川崎市議会議長

原 典 之 様

文教委員長

加藤孝明

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第34号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願

（採 択）

令和8年3月13日

川崎市議会議長

原 典 之 様

まちづくり委員長

平 山 浩 二

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第35号 区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願 (採 択)

請願第37号 川崎区小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願 (採 択)

代表討論通告書

令和8年3月16日

川崎市議会議長様

会派名 みらい

討論者氏名 押本吉司

時間 約10分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第22号、第23号、第28号～第30号
報 告	



代表討論通告書

令和8年3月16日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 市古 次郎

時 間 約28分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第2号、第4号、第6号、第7号、第9号～第13号、
	第15号～第17号、第22号、第23号、第26号、第33号、
	第34号、第36号、第37号、第45号、第46号、第48号、
	第50号、第52号、第53号、第57号、第60号、第61号、
	第67号、第71号
賛 成 討 論	
報 告	
施政方針	



代表討論通告書

令和8年3月16日

川崎市議会議長 様

会 派 名 あしたの川崎・日本維新の会

討論者氏名 高戸 友子

時 間 約 4 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第20号、議案第45号
報 告	
第1号	



発言通告書

令和8年3月12日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 小堀 祥子

予定時間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第4号の提案説明
(高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書)



発言通告書

令和8年3月12日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 後藤真左美

予 定 時 間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第5号の提案説明
(唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書)



常任委員会委員名簿一覧表

令和8年4月1日

	委 員 名 (議席順)			
総務委員会 [1 3 人]	田倉俊輔	枝川 舞	柳沢 優	浦田大輔
	各務雅彦	重富達也	鈴木朋子	山崎直史
	宗田裕之	石川建二	雨笠裕治	石田康博
	大島 明			
文教委員会 [1 2 人]	菅谷英彦	月本琢也	齋藤 温	小堀祥子
	高戸友子	嶋田和明	工藤礼子	押本吉司
	河野ゆかり	岩隈千尋	松原成文	浅野文直
健康福祉委員会 [1 2 人] (欠員1人)	那須野純花	高橋美里	矢沢 孝雄	後藤真左美
	渡辺 学	林 敏夫	青木功雄	木庭理香子
	浜田昌利	かわの忠正	嶋崎嘉夫	
まちづくり委員会 [1 2 人]	飯田 満	三宅隆介	嶋 凌汰	加藤孝明
	仁平克枝	長谷川智一	市古次郎	春 孝明
	野田雅之	原 典之	織田勝久	田村伸一郎
環境委員会 [1 1 人]	三浦恵美	井土清貴	吉沢章子	平山浩二
	本間賢次郎	末永 直	岩田英高	川島雅裕
	橋本 勝	井口真美	堀添 健	

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和8年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
○加藤孝明 ○本間賢次郎 ○末永直 ○野田雅之	自 民 党
○林敏夫 ○押本吉司 ○木庭理香子	み ら い
○川島雅裕 ○河野ゆかり ○田村伸一郎	公 明 党
市古次郎 ○宗田裕之	共 産 党
○重富達也	川崎・維新

○は引き続き在任

大都市制度・税財政調査特別委員会委員名簿

令和8年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
○菅 谷 英 彦 ○末 永 直 ○橋 本 勝 ○松 原 成 文	自 民 党
○田 倉 俊 輔 ○高 橋 美 里 ○林 敏 夫	み ら い
○枝 川 舞 ○春 孝 明 ○川 島 雅 裕	公 明 党
○市 古 次 郎 後 藤 真 左 美	共 産 党
高 戸 友 子	川 崎 ・ 維 新

○は引き続き在任

臨海部大規模土地利用轉換調査特別委員会委員名簿

(議席順)

井 土 清 貴

柳 沢 優

浦 田 大 輔

平 山 浩 二

本 間 賢 次 郎

重 富 達 也

林 敏 夫

青 木 功 雄

井 口 真 美

石 川 建 二

岩 隈 千 尋

浅 野 文 直

嶋 崎 嘉 夫

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和8年3月18日

<p>《 総 務 委 員 会 》</p> <p>陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号、93号</p> <p>総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文 教 委 員 会 》</p> <p>請願第7号、11号</p> <p>陳情第1号、123号、144号</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健 康 福 祉 委 員 会 》</p> <p>請願第4号、13号、30号、33号</p> <p>陳情第43号、121号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 ま ち づ っ く り 委 員 会 》</p> <p>請願第3号、14号</p> <p>陳情第14号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環 境 委 員 会 》</p> <p>陳情第63号</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議 会 運 営 委 員 会 》</p> <p>陳情第57号</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>

川崎市議会情報セキュリティポリシーの策定について

1 策定理由

令和6年6月26日公布の改正地方自治法において、普通地方公共団体の議会等は、令和8年4月1日の法施行までにサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないとされたため。

2 情報セキュリティポリシーの体系

(1) 基本方針

組織全体としてのセキュリティへの取組指針、ビジョン

(2) 対策基準

基本方針を実践するための具体的な規則

(3) 実施手順

具体的な手順書・マニュアル

※(1)を議会運営委員会で決定し、(2)及び(3)については別途定める。

3 改正自治法上の方針に位置付ける基本方針(案)

別紙 川崎市議会情報セキュリティ管理規程(案)のとおり

4 施行日

令和8年4月1日

川崎市議会情報セキュリティ管理規程（案）

令和 年 月 日
7川議庶第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、川崎市議会（以下「本議会」という。）が保有する情報資産をさまざまな脅威から保護するため、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 情報 本議会の議員及び議会局職員（以下、「議員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。ただし、議員においては政務活動、政治活動又は私的活動等以外の議会活動を行う場合に限る。
- （2） ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- （3） 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。
- （4） 情報資産 情報及び情報システム並びにこれらに関連する施設、設備等をいう。
- （5） 情報セキュリティ 情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- （6） 機密性 アクセスすることを認められた者に限り、アクセスできる状態をいう。
- （7） 完全性 破壊、改ざん、消去等をされていない状態をいう。
- （8） 可用性 アクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、アクセスできる状態をいう。
- （9） アクセス 情報資産に接触するあらゆる行為をいう。

（対象とする脅威）

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- （1） 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び職務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 この規程は、本議会が保有し、又は外部委託する情報資産を使用する全ての議員等に適用する。

(議員等の遵守義務)

第5条 議員等は、第1条に定める趣旨及び情報セキュリティの重要性について認識を持ち、職務の遂行に当たって本規程を遵守しなければならない。

(最高情報セキュリティ責任者等の設置)

第6条 この規程の目的を達成するため、最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ責任者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものを充てる。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
議長
- (2) 最高情報セキュリティ副責任者
議会局長
- (3) 情報セキュリティ責任者
議会局総務部長

(最高情報セキュリティ責任者の責務)

第7条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

(最高情報セキュリティ副責任者の責務)

第8条 最高情報セキュリティ副責任者は、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。

(情報セキュリティ責任者の責務)

第9条 情報セキュリティ責任者は、本議会内の情報セキュリティ対策を実施するため、最高情報セキュリティ責任者の指示のもと本議会の情報資産を利用する議員等に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第10条 脅威から本議会の情報資産を保護するための情報セキュリティ対策は、次のとおりとする。

(1) 情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに十分な研修及び啓発を行う等の人的な対策

(2) 情報システムを管理する施設への不正な立入りによる危害、妨害等から情報資産を保護することを目的とした入退室の管理等の物理的な対策

(3) 不正なアクセス等から情報資産を保護することを目的としたアクセスの制御、ネットワークの管理、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策

2 前項の情報セキュリティ対策は、情報資産を機密性、完全性及び可用性の内容に応じて分類し、当該分類に基づいて実施するものとする。

3 第1項に掲げるもののほか、情報システムの監視の実施、情報セキュリティ対策の実施状況の確認及び情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための緊急時対応計画の策定を行うものとする。

(情報セキュリティ自己点検及び監査の実施)

第11条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、最高情報セキュリティ責任者の指示のもと情報セキュリティに関する自己点検を実施するものとする。

2 情報セキュリティ責任者は、必要に応じて、最高情報セキュリティ責任者の指示のもと情報セキュリティ監査を実施することができる。

(本規程の見直し)

第12条 最高情報セキュリティ責任者は、本規程について自己点検及び監査の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要があると認めた場合、その見直しを行うものとする。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第13条 情報セキュリティ責任者は、本規程第10条、第11条及び第12条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第14条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本議会の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから原則非公開とする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。